

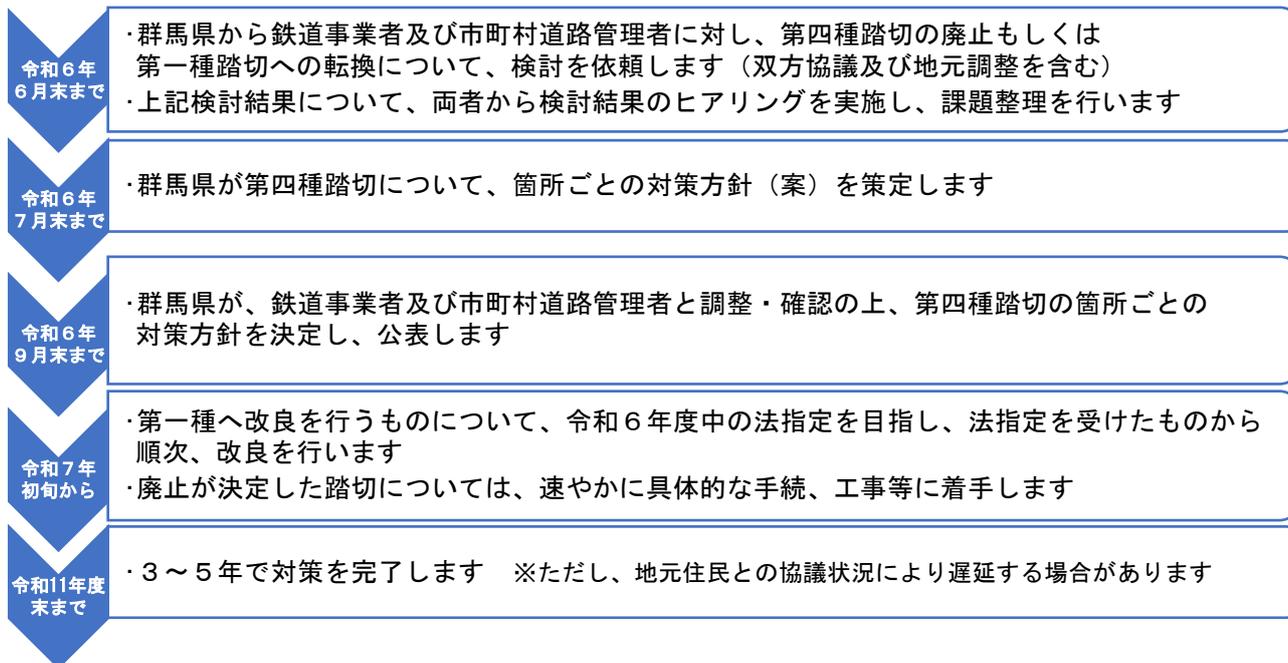
群馬県における第四種踏切の今後の対策について

群馬県として、可能な限り第四種踏切を「廃止」、もしくは警報機と遮断機のある第一種踏切への「転換」を進めていくため、以下のとおり、対策を実施します。

1. 県の基本的な方針

可能な限り第四種踏切を「廃止」、もしくは警報機と遮断機のある第一種踏切への「転換」を進めます。

2. 対策方法及びスケジュール



3. 県の役割

- ・鉄道事業者及び市町村（道路管理者）との調整をします。
- ・第四種踏切の対策方針（案）の作成、決定、公表をします。
- ・第一種踏切への転換に係る踏切道改良促進法の踏切遮断機が設置されていないものの法指定及び国庫補助金活用に係る国土交通省との調整をします。

4. 問い合わせ先

群馬県交通イノベーション推進課 鉄道振興係
TEL：027-226-2381 Email：koutsuibe@pref.gunma.lg.jp